

**船橋市保育士養成修学資金
貸付制度の手引き
(令和6年度版)**

船橋市健康福祉局 ことば家庭部 保育入園課



重要事項

- ①この制度は、市内の保育所等の保育士確保を目的とした貸付です。返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。卒業後、直ちに船橋市内の保育所等に就職することができるか、また正規の修学期間以上勤務できるか、申請をする前に十分検討してください。
- ②申請書類はコピーし、貸付に係る全ての手続きが終了するまで手引きと一緒に保管してください。
- ③連帯保証人について誤って記入する等で、書類不備になる方が多数います。書類作成時の参考となるよう以下に記入してください。なお、申請者本人だけでなく、連帯保証人の氏名・住所・電話番号が変更になった場合も手続きが必要です。

連帯保証人1 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____

連帯保証人2 氏名 _____

住所 _____

電話番号 _____



目

次



1. 保育士養成修学資金貸付制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 貸付制度について	
(2) 貸付対象	
(3) 貸付金額	
(4) 貸付期間	
(5) 貸付方法	
(6) 貸付利子	
(7) 他の貸付制度等との併用	
(8) 連帯保証人	
(9) 返還期間	
(10) 返還の免除	
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・	4
(1) 申請から決定の流れ	
①修学資金の貸付申請	
②貸付審査・可否決定	
③貸付決定	
(2) 申請受付期間	
(3) 申請書類提出先	
3. 修学中の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	
4. 卒業時の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5. 船橋市内の保育所等に勤務中の手続きについて・・・・・・・・	8
(1) 現況報告書の提出	
(2) その他の届出・申請事項	

6. 修学資金の停止について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 停止対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
7. 修学資金の取消について・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 取消対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
8. 修学資金の返還について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 返還対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
(4) 返還方法	
(5) 返還期間	
9. 修学資金の返還免除について・・・・・・・・・・・・	12
(1) 返還免除の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
10. 修学資金の返還猶予について・・・・・・・・・・・・	14
(1) 返還猶予の対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
11. 提出先及び連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	14

1. 保育士養成修学資金貸付制度の概要

(1) 貸付制度について

この制度は、指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校。）に在学する方のうち、将来、船橋市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある方に対し、本市から修学資金を貸し付けることにより、指定保育士養成施設での修学を支援し、市内における保育士の人材確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後直ちに市内の保育所等に保育士として就職し、継続して正規の修学期間以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

この制度は、船橋市保育士養成修学資金貸付条例・施行規則、船橋市保育士養成修学資金貸付制度の手引き（本冊子）に基づき実施するものです。

☆貸付けの申請にあたって

この制度は、市内の保育士の人材確保を図ることを目的とした貸付制度であるため、返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

指定保育士養成施設を卒業後、確実に市内の保育所等に就職することができるか、また正規の修学期間以上勤務できるか、申請をする前に十分検討してください。



(2) 貸付対象

指定保育士養成施設に在学する方で、指定保育士養成施設を卒業後、直ちに市内の保育所等に就職し、継続して正規の修学期間（貸付けを受ける方が在学する指定保育士養成施設の修学年数）以上保育士として勤務しようとする方とします。

※「市内の保育所等」とは、市内に所在する以下の施設をさします。

公立・私立の認可保育所、幼保連携型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業 A 型実施施設、一時預かり事業（一般型・幼稚園型）実施施設、預かり保育を実施している幼稚園、児童発達支援センター、児童養護施設等。

※「保育士として勤務」とは、保育士の資格を取得した上で保育士業務に従事することです。保育所等での事務職としての勤務は該当しません。雇用形態は正規雇用に限りますが、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務であることが必要です。

(3) 貸付金額

貸付金額は月額 30,000 円とします。

(4) 貸付期間

貸付期間は、正規の修学期間を限度に、貸付決定された月から指定保育士養成施設を卒業する日の属する月までとなります。ただし、休学・留年・停学中は貸付けを一時停止し、復学、進級、停学処分が解かれた場合には、貸付けを再開します。

(5) 貸付方法

貸付方法は、6か月分を年2回（7月・1月の上旬）に分け、貸付けを受ける本人の指定口座へ振り込みます。

※事務処理等の都合により、振込が遅れることがあります。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、民法第404条及び第419条の規定に基づき、返還すべき額につき年3%の遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

<民法（抜粋）>

（法定利率）

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年三パーセントとする。

（金銭債務の特則）

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

(7) 他の貸付制度等との併用

他の貸付制度等との併用はできますが、他の市町村に所在する保育所等への就業を義務付けている貸付制度等、または他の職種になることを義務付けている貸付制度等との併用はできません。

※千葉県保育士修学資金貸付制度との併用は可能です。

(8) 連帯保証人

申請の際には、連帯保証人を2名立てていただきます。

連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とし、民法450条に規定している保証人の要件にある①行為能力者であること②弁済をする資力を有することを踏まえて、選任してください。

※連帯保証人は、貸付けを受ける者に誠実に誓約を履行させるとともに、貸付けを受ける者が返還の債務を履行しない場合には、その債務を負担することが求められます。連帯保証人にもこの手引きをご一読いただき、内容に了承した上で引き受けていただいてください。

※生計を一にする父親と母親の両者を連帯保証人とすることはできません。

父母を連帯保証人とする場合は父親又は母親のどちらか一方のみとしてください。

※申請者の配偶者を、連帯保証人とすることはできません。

なお、貸付決定後、連帯保証人には貸付金の支払いに必要な書類への記入及び実印の押印の他に、印鑑登録証明書等を提出していただきます。

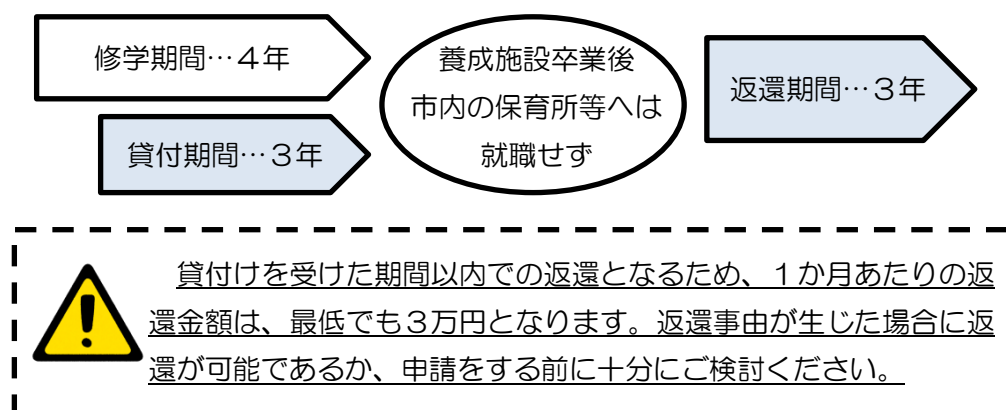
詳しくは、「2. 新規貸付希望者の申請手続きについて」を参照してください。

(9) 返還期間

返還期間は、返還の事由が発生したのち、貸付けを受けた期間以内となります。

詳しくは、「8. 修学資金の返還について」を参照してください。

(例) 3年間修学資金を借り受けた場合、返還期間も3年以内となる。



(10) 返還の免除

指定保育士養成施設を卒業後、直ちに市内の保育所等に就職し、継続して正規の修学期間以上保育士として勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。詳しくは、「9. 修学資金の返還免除について」を参照してください。

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定の流れ

① 修学資金の貸付申請

申請に必要な書類は、船橋市公式ホームページからダウンロードできるほか、市役所3階保育入園課で配布しています。

申請書等に必要事項を記入したのち、添付書類と併せて提出してください。

【必要書類】

- 船橋市保育士養成修学資金貸付申請書（第1号様式）・・・1部（A4サイズ）
- 推薦書（第2号様式）・・・1部（A4サイズ）
- 申請者の住民票（世帯全員の本籍地・筆頭者・続柄が記載された発行後3か月以内のもの※マイナンバーの記載がないもの）・・・1部
- 相手方登録申請書＜個人用＞・・・1部

<注意点>

- ※1 提出書類は消せるボールペンで記入しないでください。
- ※2 書類を訂正する際には、二重線を引き正しい内容を記入してください。（修正液・修正テープは使用しないでください。）
- ※3 電話番号は、必ず連絡の取れる番号（携帯電話等）を記入してください。
- ※4 推薦書（第2号様式）は、必ず申請者が在学する学校に作成を依頼し、その推薦を受けてください。
- ※5 相手方登録申請書に記載された口座に貸付金を振り込みますので、記入に誤りがないようにしてください。
- ※6 申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。（例）婚姻関係にない両親を連帯保証人とする場合…戸籍全部事項証明書

② 貸付審査・可否決定

貸付けに必要な書類を審査し、在籍する学校へ在学状況を確認したのち、貸付けの可否を決定します。また、書類の審査にあたり、連帯保証人に対して本市より承諾の有無を確認します。

審査結果については、「船橋市保育士養成修学資金貸付可否決定通知書（第3号様式）」により申請者に通知します。

③貸付決定

「船橋市保育士養成修学資金貸付可否決定通知書（第3号様式）」に、以下の書類を同封しますので、必要事項を記入し、提出してください。

- 誓約書（第4号様式）・・・1部
- 船橋市保育士養成修学資金貸付請求書（第5号様式）・・・2部
- 個人情報に係る承諾書・・・本人、連帯保証人各1部
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）
・・・連帯保証人各1部

- ※1 連帯保証人が押印する印鑑については、印鑑登録をしている印鑑（実印）で押印してください。
- ※2 連帯保証人の住所・氏名等の変更は、必ず届け出てください。
- ※3 貸付金の振込は、上記書類の提出後となります。

（2）申請受付期間（※郵送の場合当日消印有効）

第1回：令和6年4月15日（月）～令和6年5月15日（水）

第2回：令和6年10月15日（火）～令和6年11月15日（金）

- ※1 期限を過ぎる場合は、必ず下記までお問い合わせください。
- ※2 第2回で申請いただいた場合は、10月分からの貸付となります。

（3）申請書類提出先

申請書類は、下記のいずれかの方法により提出してください。

①郵送での申請の場合（当日消印有効）

〒273-8501 ※住所は不要です。

船橋市役所健康福祉局こども家庭部保育入園課 修学資金貸付担当あて

②窓口での申請の場合

船橋市役所3階 保育入園課（千葉県船橋市湊町2丁目10番25号）

※毎週月曜日～金曜日（祝休日・年末年始を除く）の市役所開庁時間（9時から17時）となります。

TEL：047-436-2329



3. 修学中の手続きについて



(1) 現況報告書の提出

毎年3月頃に必要書類を送付しますので、期日までに保育入園課へ提出してください。

【必要書類】

- 船橋市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）・・・1部
- 船橋市保育士養成修学資金貸付請求書（第5号様式）・・・2部

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後10日以内に保育入園課へ連絡するとともに、書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出いただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その1）） <input type="checkbox"/> 住民票（本人の本籍・筆頭者・続柄が記載された発行3か月以内のもの※マイナンバーの記載がないもの） <input type="checkbox"/> 相手方登録申請書＜個人用＞
②電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その1））
③留年したとき	
④休学または復学したとき	
⑤停学の処分を受けたまたは停学の処分が解かれたとき	
⑥退学したとき	
⑦修学資金を必要としなくなったとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その3）） ＜氏名・住所変更の場合＞ <input type="checkbox"/> 住民票（履歴事項にて変更前がわかるもの）
⑧連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等について変更が生じたとき	
⑨連帯保証人を変更するとき	

※1 ③、④⑤の前者の事由が生じた場合には、修学資金の貸付けを停止しますので、詳しくは「6. 修学資金の停止について」を参照し、必要な手続きを行ってください。また、④⑤の后者の事由から、修学資金の貸付けを再開しますので、必要な手続きを行ってください。

※2 ⑥、⑦の事由が生じた場合には、修学資金の貸付けを取り消しますので、詳しくは「7. 修学資金の取消について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

なお、修学資金が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学している場合に、本人の希望があれば修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「10. 修学資金の返還猶予について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

4. 卒業時の手続きについて



○卒業時の報告

卒業年の3月中に必要な書類を送付しますので、添付書類を添え、期日までに保育入園課へ提出してください。

なお、指定された期日までに書類が提出されない場合は、貸し付けた修学資金を返還していただく可能性があります。

【必要書類】

- 船橋市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）・・・1部
- 船橋市保育士養成修学資金借受者卒業等報告書（第8号様式）・・・1部
- 船橋市保育士養成修学資金借用証書（第11号様式）・・・1部

【添付書類】

- 指定保育士養成施設の卒業証明書（または卒業証書の写し）
- 保育士登録済通知書の写し

※保育士証が届きましたら速やかに保育士証の写しを保育入園課に提出してください。

○市内の保育所等に勤務する方

市内の保育所等に保育士として継続して正規の修学期間以上勤務すると、修学資金の返還が全額免除となります。勤務中に必要な手続きについては、「5. 船橋市内の保育所等に勤務中の手続きについて」を参照してください。

○上記以外の方

貸し付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

5. 船橋市内の保育所等に勤務中の手続きについて



(1) 現況報告書の提出

毎年3月頃に必要書類を送付しますので、期日までに保育入園課へ提出してください。

【必要書類】

□船橋市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式）

(2) その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後10日以内に保育入園課へ連絡するとともに、書類を提出してください。（必要に応じて、追加で書類を提出いただく場合があります。）

事由	提出書類
①氏名・住所を変更したとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その2）） <input type="checkbox"/> 住民票（本人の本籍・筆頭者・続柄が記載された発行3か月以内のもの※マイナンバーの記載がないもの）
②電話番号を変更したとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その2））
③（産前産後・病気等）休暇、育児休業、休職または復職、勤務時間及び日数等勤務形態の変更が生じたとき	
④船橋市内の保育所等への転職	
⑤船橋市内の保育所等を退職	
⑥異動等により勤務場所が船橋市内の保育所等でなくなったとき	
⑦連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先等について変更が生じたとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その3）） <氏名・住所変更の場合> <input type="checkbox"/> 住民票（履歴事項にて変更前がわかるもの）
⑧連帯保証人を変更するとき	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書（第10号様式）

※正規の修学期間以上勤務する前に、⑤、⑥の事由が生じた場合には、借り受けた修学資金は返還となりますので、詳しくは「**8. 修学資金の返還について**」「**9. 修学資金の返還免除について**」を参照し、必要な手続きを行ってください。

※③～⑥の事由については、保育所等の長の証明が必要です。

※④の事由について認められるのは、勤務月が連続している場合のみです。勤務月が連続していない場合は⑤となり、修学資金の返還となります。

6. 修学資金の停止について

(1) 停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを停止しますので、速やかに保育入園課へ連絡してください。

- ①休学したとき
- ②留年したとき
- ③停学処分を受けたとき

※すでに借り受けている修学資金について返還が生じる場合があります。

(2) 提出書類

□船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書（第6号様式（その1））・・・1部

※復学・停学処分が解かれた場合にも上記書類を提出してください。貸付けを再開する手続きをします。

(3) 提出時期

事由発生後、速やかに保育入園課へ連絡のうえ、必要書類を提出してください。

7. 修学資金の取消について

(1) 取消対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを取り消しますので、速やかに保育入園課へ連絡してください。

- ①死亡したとき
- ②指定保育士養成施設を退学したとき
- ③修学資金を必要としなくなったとき

(2) 提出書類

①の事由については、借り受けた修学資金の返還が免除となりますので、詳しくは「9. 修学資金の返還免除について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

②、③の事由については、借り受けた修学資金は返還となりますので、詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行ってください。

(3) 提出時期

事由発生後、速やかに保育入園課へ連絡のうえ、必要書類を提出してください。

8. 修学資金の返還について

(1) 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた修学資金を返還していただきますので、速やかに保育入園課へ連絡してください。

- ①修学資金の貸付けが取り消されたとき（死亡した場合を除く）
- ②指定保育士養成施設を卒業後、直ちに市内保育所等に勤務しなかったとき
- ③船橋市内の保育所等を正規の修学期間未満で退職したとき
- ④船橋市内の保育所等における勤務形態が1日6時間かつ月20日に満たない形態に変更となったとき
- ⑤異動等により勤務場所が船橋市内の保育所等でなくなったとき

※①の事由の場合については、「**10. 修学資金の返還猶予について**」も参照し、希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。

(2) 提出書類

事由	提出書類
①貸付けの取消 (死亡を除く)	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書 (第6号様式(その1)) <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借用証書(第11号様式) <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還計画書(第12号様式)
②卒業後、市内保育所等に就業していない	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金現況報告書(第7号様式) <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者卒業等報告書(第8号様式) <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借用証書(第11号様式) <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還計画書(第12号様式)
③就業後、正規の修学期間未満の退職	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借受者異動事項等届出書 (第6号様式(その2))
④勤務形態の変更 (1日6時間未満または月20日未満の勤務となる場合)	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還計画書(第12号様式)
⑤勤務場所の変更 (異動等により勤務場所が船橋市内の保育所等でなくなったとき)	※③～⑤の事由で一定の要件を満たした場合、修学資金の全額又は一部を免除します。詳しくは「 9. 修学資金の返還免除について 」を参照してください。

(3) 提出時期

返還事由発生後、速やかに保育入園課へ連絡のうえ、必要書類を提出してください。

(4) 返還方法

返還は月払い・半年払い・全額一括払いのいずれかの方法となります。繰上返還も可能です。

また、一部免除対象者については、「9. 修学資金の返還免除について」を参照し、返還の一部免除を受けるために必要な書類も併せて提出してください。

(5) 返還期間

返還の事由が発生したのち、貸付けを受けた期間以内に返還していただきます。

※返還が開始されたのち、定められた日までに返還されない場合は、民法第404条及び第419条の規定に基づき、返還すべき額につき年3%の遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

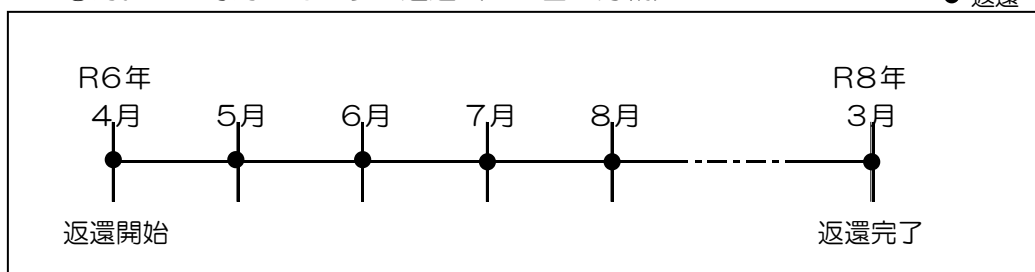
分納による返還イメージ

(例) 借用金額：72万円 借用期間：令和4年4月～令和6年3月（2年間）

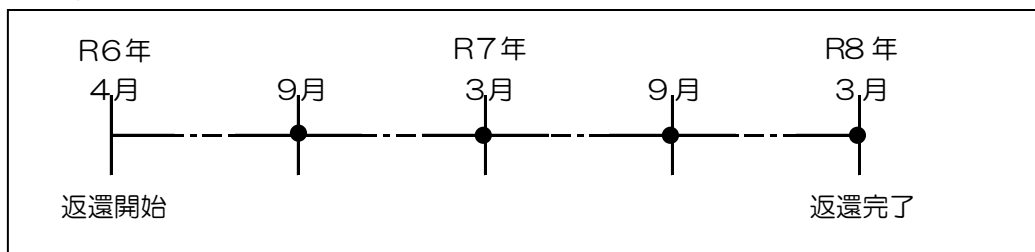
返還開始：令和6年4月から

①月払い…毎月3万円ずつ返還（24回の分納）

● 返還



②半年払い…半年ごとに18万円ずつ返還（4回の分納）



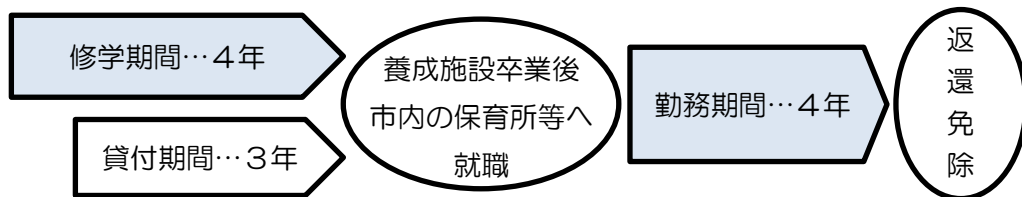
9. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象

次の事由に該当する場合は、借り受けた修学資金の全額または一部の返還が免除となります。

①指定保育士養成施設を卒業後、保育士の資格を取得した上で直ちに市内保育所等に就職し、継続して正規の修学期間以上保育士業務に従事したとき。

※貸付けを受けた期間が正規の修学期間よりも短い場合であっても、正規の修学期間以上市内の保育所等に勤務することが全額免除の要件となります。



※産前産後休暇・育児休業・病気休暇など休職中の期間は、勤務期間として算定されません。復職してから引き続き勤務期間として算定されます。

※市内の保育所等に転職をする場合、勤務月が連続していれば継続して勤務しているものとみなし、勤務期間として算定されます。

②死亡したとき

③心身の障害が原因のため次の事由に該当したとき

- ・指定保育士養成施設に在学することが困難になったとき
- ・船橋市内の保育所等で、継続して保育業務に従事することが困難になったとき

④②、③以外の事由で船橋市内の保育所等に正規の修学期間以上勤務を継続することが困難になったとき

※④の事由については、返還金の一部が免除となります。

下記計算式により算出した額が免除額です。

$$\text{貸付金額} \times \text{勤務した月数} \div \text{正規の修学月数} = \text{免除額 (1円未満切り捨て)}$$

(2) 提出書類

事由	提出書類
① 正規の修学期間以上勤務	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金現況報告書（第7号様式） <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還免除申請書（第16号様式）
② 死亡	<input type="checkbox"/> 死亡届（第9号様式） <input type="checkbox"/> 死亡診断書、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか一つ <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還免除申請書（第16号様式） <在学中だった場合> <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借用証書（第11号様式）
③ 心身障害による退学及び退職	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還免除申請書（第16号様式） <退学の場合> <input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金借用証書（第11号様式） ※上記提出書類以外に事由を証明する書類が必要になります
④ 正規の修学期間未満での退職	
⑤ 勤務形態の変更 (1日6時間未満または月20日未満の勤務となる場合)	<input type="checkbox"/> 船橋市保育士養成修学資金返還免除申請書（第16号様式） ※上記提出書類は <u>一部免除の手続き</u> となりますので、「 8. 修学資金の返還について 」(2)も参照し、返還に必要な書類を併せて提出してください。
⑥ 勤務場所の変更 (異動等により勤務場所が船橋市内の保育所等でなくなったとき)	

(3) 提出時期

市内の保育所等に正規の修学期間以上勤務された方には、3月末頃に必要書類を送付しますので、期日までに提出してください。

その他の事由の方については、事由発生後、速やかに保育入園課へ連絡のうえ、必要書類を提出してください。

10. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、保育入園課へ連絡してください。

- ①修学資金を必要としなくなったため、修学資金の貸付けが取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき
- ②災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき

(2) 提出書類

事由	提出書類
①貸付取消後も指定保育士養成施設に在学	□船橋市保育士養成修学資金返還猶予申請書（第14号様式）
②災害・疾病その他	□船橋市保育士養成修学資金返還猶予申請書（第14号様式） ※上記提出書類以外に事由等を証明する書類が必要になります。詳しくは保育入園課にお問い合わせください。

(3) 提出時期

返還猶予事由発生後、速やかに保育入園課へ連絡の上、必要書類を提出してください。

11. 提出先及び連絡先

〒273-8501

千葉県船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所健康福祉局こども家庭部

保育入園課 修学資金貸付担当あて

(TEL) 047-436-2329

(FAX) 047-436-2332

メールアドレス：hoiku@city.funabashi.lg.jp

